

定例記者会見 市長あいさつ・説明

平成28年2月16日 午後3時30分～
佐久市役所 全員協議会室

報道関係の皆様には、大変お忙しい中、定例記者会見にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の記者会見は、

佐久市議会「第1回定例会」に提出する議案の概要を中心に、ご説明を申し上げたいと思います。

はじめに、今回提出する議案でございますが、

資料1のとおり、条例案18件、事件案 9件、
予算案28件、合計 55件でございます。

時間の制約もございますので、55議案のうち、

条例案1件、予算案2件につきまして、概要を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最初に、9ページをご覧ください。

議案第9号、「佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」につきましては、妊産婦の早期適切な受療と、医療費の家計への負担軽減を図り、安心して子どもを生き育てる環境づくりに資するため、妊産婦に対して福祉医療費給付金を支給しようとするものでございます。

詳細については、「プレママ医療給付事業」として別項目で説明致します。

続きまして、予算案について申し上げます。

47ページをご覧ください。

議案第30号「平成27年度一般会計補正予算（第8号）案」について申し上げます。

歳入歳出それぞれ11億9,947万1千円を減額し、501億6,180万6千円にするものでございます。

今回の補正は、歳入では、事業実施に伴う国庫支出金、県支出金および地方債の補正などでございます。

歳出では、国の補正予算第1号に伴う事業のほか、事業

費の確定、または、確定見込みによる事業費の減額および基金利子の積立などがございます。

また、歳入歳出の状況から基金繰入金の減額を行っております。

さらに今回は、主に建設事業関係で、諸事情により年度内の完了が困難と見込まれる事業につきまして、繰越を行おうとするものでございます。

また、54ページから57ページの、

第2表・繰越明許費補正、第3表・債務負担行為補正、第4表・地方債補正につきましては、ご覧いただくとして説明を省略させていただきます。

補正予算につきましては以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次に、平成28年度当初予算(案)について申し上げます。

資料2 の「当初予算(案)の概要」により、説明をさせていただきます。

はじめに、「予算編成の基本的な考え方」につきまして申し上げます。

1 ページをご覧ください。

ページ下段にイメージ図を記載してありますが、平成28年度当初予算(案)は、佐久市総合計画を指針といたしまして、合併特例期間の終期を見据えた「新たなまちづくり」の仕上げに向け、戦略的に取り組む「5項目」を重点施策に位置付けております。

さらに、人口減少に歯止めをかけるべく「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた各種事業を始めとして、佐久市の持続的発展と将来の自主財源確保に繋がる事業を投資と位置付け、重点的な予算配分に配意したメリハリのある予算編成に取り組みました。

また、次世代へ過度な負担を残すことがないように、財政

の健全性にも留意して編成をいたしました。

2ページをご覧ください。

「当初予算(案)の規模」であります。一般会計の当初予算(案)の総額は492億円で、前年度当初予算との比較では、額で9億円、率で1.8%の減となりました。

これは、新佐久市誕生以降の当初予算では2番目に大きな規模となります。

特別会計【13会計】の予算(案)の総額は、408億9,866万3千円で、前年度当初予算比、額で約26億円、率で6.9%の増となりました。

3ページをご覧ください

当初予算(案)の特色を3点申し上げます。

まず、1点目であります、

「合併による【新たなまちづくり】の仕上げに向けた取り組み」であります。

合併による普通交付税の特例措置が、平成28年度より段階的に削減されますことから、各種財政支援措置を有効

に活用し、新佐久市の都市基盤整備の総仕上げといたしまして、継続する各種大型事業を着実に進めてまいります。

4 ページをご覧ください

2 点目といたしまして、

「5 項目の重点施策における主要事業の取組み」であります。

1 項目として、「世界最高健康都市の構築」は、10 万市民がいきいきと暮らせるまちを目指し、20 年後、30 年後も世界に誇れる「健康長寿のまち」であり続けるため、新しい保健への取組みをさらに進めてまいります。

2 項目めの「安心安全な子育て支援」は、保育所施設や小中学校の整備など、ハード面への大きな予算配分のほか、ソフト面においても、新規といたしまして、妊産婦へ福祉医療費給付金を支給する「プレママ医療給付事業」を行ってまいります。

5 ページをご覧ください

3 項目めの「地域経済の活性化」は、各産業への支援策などのほか、「産業立地推進事業」に、情報サービス業等を対象に事務所開設支援といたしまして「サテライトオフィス設置支援補助」を加えまして、引き続き企業立地にも力を入れてまいります。

4 項目めの「交流人口の創出」は、移住促進等に資する各事業を着実に進めるとともに、スポーツイベントの開催など、様々な取組みによりまして、交流人口の創出を図ってまいります。

5 項目めの「徹底した情報公開による市民参加型市政の実現」は、新たに、「都市計画マスタープラン改定事業」に取り組むなど、「市民が主人公のまち」の実現を図ってまいります。

6 ページをご覧ください。

次に、3 点目といたしまして、

「まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業」であります。

佐久市における「まち・ひと・しごと」の創生と好循環

を確立するための様々な事業を展開してまいります。

以上、当初予算(案)における特色を3点申し上げました。

次に、13ページをご覧ください。

平成28年度当初予算における主要事業につきまして、新規と拡充事業を中心に、総合計画6項目の基本構想の柱に沿いまして、その概要を申し上げます。

まず、「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥」であります。

1番「市政情報FMラジオ移住交流促進事業」は、当初予算としては初めての予算化となりますが、全国のコミュニティーラジオを通じて、佐久市の情報を発信してまいります。

4番「理科支援員配置事業」は、小規模校のため、県費による理科専科の加配職員が配置されていない小学校に、市単独費により理科支援員を配置し、理科教育の充実を図るものであります。

次に、14ページをご覧ください。

9番「文化振興基金活用『児童・青少年のための舞台芸術フェスティバル』事業」は、基金を活用して、市内5会場において演劇を中心に音楽・舞踊などの舞台芸術の公演を行う「キッズサーキット」と、「読売日本交響楽団コンサート」を開催するものであります。

次に、15ページをご覧ください。

「ネットワークで築く地域の個性・特色を生かした多機能都市づくり」であります。

2番「佐久南地区地域間交流拠点施設整備事業」は、中部横断自動車道佐久南インターチェンジ周辺における、健康長寿をキーワードとする「ゲートウェイ型道の駅」の整備であります。

平成28年度は、今年度に引き続き敷地造成を行うほか、施設の建築工事等に着手してまいります。

次に、16ページをご覧ください。

10番「樋橋地区開発支援事業」は、樋橋地区の土地区画整理事業計画策定業務といたしまして、開発地区の権利調査、事業計画の策定、

また、現況測量、地区界測量に着手してまいります。

次に、17ページをご覧ください。

13番「地域活性化インターチェンジ整備事業」は、(仮称)白田インターチェンジについて、設置に係る業務を長野県へ委託してまいります。

次に、「100万経済圏を目指した産業基盤の強化と新たな産業の創出」であります。

1番「地域おこし協力隊事業」は、企画課、農政課、地域整備室において予算を計上しておりますが、地域における課題解決や、就農支援、移住・定住促進のために、地域おこし協力隊を活用しようとするものであります。

次に、18ページをご覧ください。

3番「就職支援員支援事業」

4番「若者を佐久へ呼び込むための自社PR事業」

5番「インターンシップ実習生支援事業」は、

新規学卒者の市内企業への就業を促すために、大学への市内企業の紹介や首都圏での市内企業説明会の開催、インターンシップ事業に参加する学生等を支援するものであります。

6番「新規就農者研修受入支援事業」は、新規就農者を受け入れる里親に対して補助金を交付し、農業経営の継承を促進しようとするものであります。

9番「佐久市産酒米推進事業」は、佐久市産の酒米を使った日本酒の醸造を促進するため、新品種の酒米の試験栽培を行なおうとするものであります。

次に、19ページをご覧ください。

11番から15番にかけては、農業用ため池や水路等の改修整備を進めるための予算であります。

次に、20ページをご覧ください。

18番「佐久市中心市街地活性化基本計画策定事業」は、計画策定のための地域のニーズ調査および計画素案の策定に係る予算であります。

21番「サテライトオフィス設置支援事業」は、情報サービス業やコールセンター業について、市内に事業所を開設しようとする事業者に対して、新たに補助をしようとするものであります。

21ページをご覧ください。

続いて、「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」であります。

1番「臼田地区生涯活躍のまち事業」は、臼田地区での日本版CCRC事業の推進に係る経費であります。

3番「国民健康保険特別会計繰出金（その他繰出金）」は、佐久市国民健康保険特別会計に対し、佐久市国民健康

保険財政健全化計画に基づく、基準外の繰り出しによる支援をするものであります。

6番「訪問理美容サービス事業」は、外出が困難な重度障害者や高齢者に対して、理美容サービスを受けられるよう支援していこうとするものであります。

次に22ページをご覧ください。

9番「地域子育て支援拠点施設開設事業」は、イオンモールおよび臼田健康活動サポートセンターにおいて、新たにつどいの広場を開設しようとするものであります。

13番「保育料負担軽減拡充事業」は、国の施策に加え、全ての第3子以降の同時入園要件を撤廃し、保育料を減免することにより、経済的負担の大きい子育て世代の支援をするものであります。私立幼稚園の園児については、補助金を交付してまいります。

詳細については、このあと別項目で説明致します。

16番「健康確保対策事業」は、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の節目を迎える皆様が、集団健診や個別健診を受診する際の基本健診料を無料とするものがあります。

次に、23ページをご覧ください。

「水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出」で
あります。

2番「木質バイオマスエネルギー事業」は、木質バイオマス熱利用設備導入補助制度であります。新たにペレット、チップの製造施設導入に係る経費について、補助制度を追加するものであります。

次に24ページをご覧ください。

6番「総合運動公園整備事業」は、引き続きクロスカントリーコースの整備を行うとともに、野球場の整備に着手してまいります。

9番「平尾山公園センターハウス改修事業」は、新クリーンセンター建設の地元条件である温水利用型健康運動施設との相互利用および、バリアフリー化を図るための改修を行うものであります。

最後に「市民生活の安全確保と市民満足度の向上」であります。

26ページをご覧ください。

7番「個人番号カードによる証明書のコンビニ交付事業」は、個人番号カードにより、戸籍、住民票等の証明書を全国のコンビニで取得できるシステムを導入するための経費であります。

以上、平成28年度の当初予算(案)の概要を申し上げました。

地方財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にありますが、これまでの財政運営によって培われた佐久市の健全財政と、合併特例による財政支援措置を受けられるという、優位性を有効に活用し、佐久市の更なる発展の礎とな

る都市基盤整備の着実な進展と新しい佐久らしさを追求した施策を展開するための予算（案）となりました。

今後とも、合併特例期間の終了後も見据え、引き続き健全で効率的な財政運営に、努めてまいりたいと考えております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次に、「**プレママ医療給付事業**」について、申し上げます。

資料3をご覧ください。

条例案、予算案でもご説明致しましたが、妊産婦に対して福祉医療費給付金を支給するものであります。

対象となります妊産婦は、母子手帳の交付を受けた月の初日から、出産した月の翌月末までの期間にある方です。

所得制限を設けることなく、佐久市の住民であればどなたでも、その間に受けた保険診療の自己負担額に対して、他の福祉医療と同様の給付金の支給を行います。

この取組みは、県内では初めてでありまして、『佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の基本目標に

掲げる「安心して結婚し、子どもを生み育てることができ
る佐久市における『ひと』の創生」の具体的な支援の一環
として取り組むものでございます。

また、平成28年度の当初予算では、事業名称を、
『プレママ医療給付事業』として、親しみやすいものとし、
妊産婦とその家族が安心して出産に向き合えるよう応援し
てまいります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次に、「**保育料負担軽減拡充事業**」について、申し上げます。

資料4をご覧ください。

平成28年度から、少子化対策のひとつとして市の単独
事業により、保育園や幼稚園に通う子どものうち、兄弟の
年齢などの条件に関係なく、第3子以降の子どもの保育料
を無料とすることにより、多子世帯の保護者負担を軽減致
します。

平成27年度より、県と市の共同事業として、同じく第
3子以降の子どもの対象に、月額6千円を上限に多子世帯

の負担軽減を図ってまいりましたが、この事業に加えて負担軽減の拡充を行うものであります。

この事業に伴う予算は、保育園の保育料として約1億1,400万円の歳入の減収及び幼稚園の保育料分として約1,200万円の歳出の増額を見込んでおります。

なお、国の平成28年度予算案においても年収約360万円未満の世帯を対象に、多子世帯の保育料負担軽減の拡充が予定されております。

.....

次に、**開発指導要綱の改正**について、申し上げます。

資料5をご覧ください。

太陽光発電設備の設置件数の増加に伴い、自然災害等、大規模な発電設備が周辺環境に及ぼす影響について、周辺住民の皆さんから不安の声が寄せられていることが増えております。

このため、市では、開発指導要綱を改正し、開発の行為者が、あらかじめ区長さんや隣接する皆さんへの説明会を

実施することを明記し、周辺住民の皆さんとの合意が得られるよう、努めていただくこととしました。

詳細は、お配りした資料のとおりであります。が、
本年4月1日以降に事前協議書を提出する行為から対象となりますので、設置を計画している方はお早目に
都市計画課までご相談ください。

———— 私からの説明は以上です。 ————